

令和 7 年 9 月 25 日提出

熊本市立金峰山自然の家運営協議会委員の委嘱について

熊本市立金峰山自然の家運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

(提出理由)

熊本市立金峰山自然の家条例（昭和 50 年条例第 13 号）第 17 条並びに熊本市立金峰山自然の家運営協議会運営要綱第 2 条及び第 3 条の規定により、熊本市立金峰山自然の家運営協議会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 12 号に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立金峰山自然の家運営協議会委員名簿（案）

	区 分	氏 名	所属団体・役職等	備 考
1	学識経験者	大西 康伸	熊本大学大学院 先端科学研究部 教授	
2	学校教育関係者	池田 由美	熊本市立田迎南小学校 校長 熊本市教科等研究会（生活科・ 総合的な学習の時間代表）	
3	社会教育関係者	後藤 謙佳	熊本県キャンプ協会 理事	
4	社会教育関係者	真柴 真琴	熊本市子ども会育成協議会 理事	
5	社会教育関係者	塚本 綾	熊本市PTA協議会 常任理事	
6	社会教育関係者	津江 三喜雄	一般社団法人熊本市保育園連盟 立田山野外保育センター(雑草の森) センター長	新規
7	地元代表	今村 秀寿	芳野校区自治協議会 兼 自治会連合会 会長	新規
8	地元代表	川上 喜久	河内校区自治協議会 兼 自治会連合会 会長	新規
9	行政	小園 英行	熊本森林管理署 森林技術指導官	
10	公募委員	二子石 祐良	自然を愛する会 学生キャンプリーダー	

任期 ： 令和6年（2024年）10月1日～令和8年（2026年）9月30日

熊本市立金峰山自然の家運営協議会について

1 熊本市立金峰山自然の家運営協議会とは

熊本市立金峰山自然の家条例（昭和50年条例第13号）に基づき設置された附属機関。
金峰山自然の家の事業計画や運営等に必要な事項を審議し、意見を今後の効果的な運営面等に反映していくもの。

2 施行年月日

平成24年10月25日

3 委員構成及び任期

- ・委員定数 10人以内（要綱第2条）
- ・委員任期 2年（要綱第3条）
- ・教育委員会が委嘱（要綱第2条第2項）

4 会議開催状況

年2回程度開催

<令和4年度>

- ・令和5年1月17日

<令和5年度>

- ・令和5年5月18日
- ・令和5年8月2日

<令和6年度>

- ・令和6年6月21日
- ・令和6年11月26日

5 審議内容

<令和4～5年度>

- ・新施設整備運営事業概要について、基本設計及び新施設設計について

<令和6年度>

- ・新施設整備運営事業の進捗状況及び新施設の愛称選考・決定について

6 委員報酬

10,000円／回

関係法令(参考)

○熊本市立金峰山自然の家条例（昭和50年条例第13号）

（運営協議会）

第17条 金峰山自然の家の運営を効果的に行うため、熊本市立金峰山自然の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、10人以内とし、委員会が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

○熊本市立金峰山自然の家運営協議会運営要綱（平成24年10月25日制定）

（組織）

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1)学校教育関係者
- (2)社会教育関係者
- (3)学識経験者
- (4)前3号に掲げるもののほか、必要と認める者

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）

（事務の委任）

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (12)法令又は条例に基づく委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の委員を任命し、又は委嘱すること。